

9 条件と期限

26-1 条件とは何か

条件＝法律行為の効力の発生や消滅を将来の成否不確定な事実にかからせる意思表示
条件付法律行為＝条件がつけられた法律行為

26-2 停止条件と解除条件

法律行為の効力の発生を将来の成否不確定な事実にかからせる意思表示＝**停止条件**
法律行為の効力の消滅を将来の成否不確定な事実にかからせる意思表示＝**解除条件**

- * 停止条件が成就すれば法律行為はその時点で効力を発生する（127条1項）
- * 解除条件が成就すれば法律行為はその時点で効力を消滅する（127条2項）
- * 当事者の合意でその効力の発生・消滅を条件成就以前に遡らせることができる（127条3項）

・「建設条件付き土地」や「借地権付き土地」などの売買契約が停止条件に当たる。

・「停止」の命名がおかしいね

26-3 条件をつけられない場合

- ①条件をつけると「強行法規」や「公序良俗に反する」場合
- ②単独行為の場合（条件をつけても相手方に著しく不利にならない場合は条件を付けられる・通説）
 - * 強行法規＝法令の規定のうちでそれに反する当事者間の合意の如何を問わずに適用される規定で強行規定ともいう。
 - * 任意法規＝契約などによって変更することが認められている規定で任意規定ともいう。
 - * 単独行為＝一人の人間の一方的な意思表示で成立する法律行為

法律行為 { 契約
 単独行為＝契約の解除、債務の免除、放棄、遺言
 合同行為＝社団法人の設立、会社総会による定款の設立・解散

26-4 当事者の期待権

期待権＝条件付法律行為において、条件が成就すれば一定の利益を受けるとの当事者の期待
条件が成就するかどうか不明の間に相手方の利益を害することをしてはいけない（128条）
条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨害した場合には、相手方はその条件を成就したものとみなすことができる（130条）
条件付権利義務は一般の規定に従い処分、相続、保存、担保することができる（129条）

- * 担保する＝ほぼ等価のもので保証すること

26-5 既成条件、不法条件、不能条件、純粹随意条件（131～134条）

既成条件＝すでに確定している過去の事実を条件とする場合。「条件」とは「将来の成否不確定な事実にかからせる意思表示」じゃなければならないので本来の条件の意味からはずれる。
・昨日東京に雨が降ったならば

不法条件＝そのために法律行為自体が不法性を帯びるような条件
・Aを殴ってきたならば

不能条件＝実現できないことが確定している事実を内容とする条件
・エジソンをここに連れてこれたら

純粹随意条件＝条件の成否が単に一方の当事者の意志のみにかかるような条件

- ①停止条件の成否が債務者の意志のみにかかる場合
- ②解除条件の成否が債務者の意志のみにかかる場合
- ③停止条件の成否が債権者の意志のみにかかる場合
- ④解除条件の成否が債権者の意志のみにかかる場合

債務者＝権利を失ったり、債務を負担する（お金の支払いを要求される）ことになる者。

債権者＝権利を取得（お金を出す）したり、債権を持つ（お金を貸して、そのお金の支払いを要求できる）者

- ①Aが家をBに贈与する（Aは家の所有権を失うので「債務者」、Bは家の所有権を得るので「債権者」）場合、「将来Aが与えようと思ったときに与える」という条件を付けること。
- ②Aが家をBに贈与する場合、「将来Bが返そうと思ったときには返す」という条件を付けること。
(? Bは債権者では?)

③AがBに家を買ってくれと申し込んだ（Bはお金を払って所有権を取得するので「債権者」、Aは家の所有権を失うので「債務者」）場合、Bが「その家を調査した後、気に入ったら買う」という条件を付けること。

④Aが家をBに贈与する場合、「将来Aが返却して欲しいと思ったときには返す」という条件を付けること。
(? Aは債務者では?)

27-1 期限とは何か

期限＝法律行為の効力の発生や消滅または法律行為から生じる債務の履行を将来到来することが確実な事実の発生にかからせる意思表示

(条件＝法律行為の効力の発生や消滅を将来の成否不確定な事実にかからせる意思表示)

始期(しき)＝法律行為の効力の発生または法律行為から生じる債務の履行

終期(しゅうき)＝法律行為の効果の消滅

確定期限＝到来時期が確定しているもの

- ・ 来年の5月5日

不確定期限＝到来時期が不確定なもの

- ・ 来年札幌に初雪が降ったとき

27-2 期限をつけられない場合

効果が直ちに発生する必要があるもの

- ・ 婚姻や養子縁組などの**家族編上**の行為

(条件をつけられない場合)

- ・ 条件をつけると「強行法規」や「公序良俗に反する」場合
- ・ 単独行為の場合(条件をつけても相手方に著しく不利にならない場合は条件を付けられ

27-3 期限の利益とは何か(136条・137条)

期限のつけられた法律行為は、その効力の発生や消滅または債務の履行は期限が来るまで猶予(延期)される。

期限の利益＝期限をつけた結果当事者が受ける利益

「期限の利益」は「特約」がない限りは債務者側にあるものと推定する(137条)

* 特約＝当事者間で特別になされた合意や約束

期限の利益の喪失

- ・ 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき
- ・ 債務者が担保を消失させたり、損傷させたり、またはこれを減少させたとき
- ・ 債務者が担保を提供する義務があるのに提供しないとき

* 期限の利益は放棄しても良いが、それにより相手方の利益を害することはできない(136条2項)

例 Bに借金を返さねばならないAが「来年3月末日までに返せばよい」という期限を付けてもらう場合。Bは期限の利益を放棄できるが、利息を支払うことになっている場合にはAの利益が損なわれるので、Bは利息を支払わねばならない。